

第1章 国際大会について

国際年次大会は、早くても6月第3金曜日以降、また遅くとも7月第1金曜日以前、国際理事会が決定する期日および場所で開催されますが、7年より先の開催地を決めることはできません。世界各国から集まる会員とその家族は、大会諸行事を楽しむと共に、他国の会員との親睦を深めることができます。

国際大会では、国際役員選挙、国際会則の改正などについて投票が行われます。このため各クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に示されたグッド・スタンディングの会員25名ごとに、また端数13名以上につき、代議員1名および補欠代議員1名を大会に出席させることができます。但しグッドスタンディングの各正クラブは、少なくとも1名の代議員および1名の補欠を出席させることができます。(国際会則第6条第2項による)。

元国際会長、元国際理事および現職地区ガバナーは、自動的に正規代議員になることができますが、クラブ代議員の定数には、算入されません。また、国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナーおよび元協議会議長、並びに LCIF 執行委員会のアポインティを務めている会員はその任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合、その元地区ガバナーまたは元協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない(国際会則第5条第2項、第6条第2項による)。

- (1) 国際役員選挙では、最高得票者を当選とし、同数得票の場合は、現職の理事会が、そのうちの1名を選出します(国際付則第2条第6項(C))。
- (2) 国際会則改正は、国際大会においてのみ改正することができ、資格証明済み代議員の3分の2の賛成投票を要します。改正案は次の2つの方法の1つが承認されない限り、大会に提出されません(国際会則第9条1項)。
 - (a) 国際理事会が承認した。または、
 - (b) 単一およびまたは複合地区大会における承認。この承認決議は、投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度の7月1日現在の国際協会全クラブ会員数の51%以上の会員を代表とするものでなければならない。
- (3) 国際付則の改正は、国際大会において資格証明済み代議員の過半数の賛成により改正することができ改正案の提案は次の2つの方法の1つが承認されない限り大会に提出されない。
 - (a) 国際理事会が承認した。または、
 - (b) 国際理事会に提出される改正案がその会計年度の7月1日現在の国際協会全クラブ会員数の51%以上の会員を有する単一地区大会または複合地区大会で承認を得ていること。改正にあたっては、過半数の賛成投票で採択されます(国際付則第14条第1項)。

第2章 代議員の投票

資格を証明された各出席代議員は、大会で選ばれる各役員について 1 票を、また大会に提出された各議題について 1 票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持ちます（国際会則第 6 条第 3 項、国際付則第 9 条第 3 項、クラブ会則第 9 条第 2 項）。

(1) 「本人の意思」についての解釈

代議員はクラブから選ばれ、クラブの総意を代表するものであるが、大会会場における各種の情報を、幅広く且つ高度なレベルで收拾した結果を十分勘案のうえ、本人の責任と権限において、自主的に判断し投票することが重要です。複合地区・準地区の大会についても同じです。

(2) 定足数

定足数は資格を証明されて出席している代議員の数が、どの総会でも定足数となります。

(3) 代理投票

代理投票は、クラブ・地区（単一・準・複合）、ならびに国際協会において厳格に禁止されています。

(4) 財務負担

本人の意思の実行が権利とされているのは、派遣するクラブの財務負担を考慮すると相反するのではないかという問題があります（下記国際本部の見解参照）。

■ 国際本部の見解

1984 年 4 月 21 日、各 8 複合地区会則委員長と国際本部ロイ・シェッチェル事務総長との質疑応答より

Q： 文字通りの解釈では、個人の意思を重んじて、年次大会への提案をする母体が、費用を持つ意味がない。

A： ①ライオンズの一番大事なことである。個人である代議員の選択であり、経済的な問題で左右されないということである。

②大会では、フリーにディスカッションする人が、良い代議員である。予めクラブ・地区の代表として、狭い考えにとらわれていては自由に議論できない。

③大会でいろんな論議を経て、クラブのため、あるいは国際協会のため、一番よい選択をすることが必要です。

④このような意味において、クラブは理性を持って判断できる個人を、代議員として選ぶべきである。

(5)国際大会開催地

2002年	第85回	日本 大阪	7/8～7/12
2003年	第86回	コロラド州デンバー	6/30～7/4
2004年	第87回	ミシガン州デトロイト、カナダ・ウインザー	7/5～7/9
2005年	第88回	香港	6/27～7/1
2006年	第89回	マサチューセッツ州ボストン	6/30～7/4
2007年	第90回	イリノイ州シカゴ	7/3～7/7
2008年	第91回	タイ バンコク	6/23～6/27
2009年	第92回	ミネソタ州ミネアポリス	7/6～7/10
2010年	第93回	オーストラリア シドニー	6/28～7/2
2011年	第94回	ワシントン州シアトル	7/4～7/8
2012年	第95回	韓国 釜山	6/22～6/26
2013年	第96回	ドイツ ハンブルグ	7/5～7/9
2014年	第97回	カナダ トロント	7/4～7/8
2015年	第98回	ハワイ州ホノルル	6/26～6/30
2016年	第99回	日本 福岡	6/24～6/28
2017年	第100回	イリノイ州シカゴ	6/30～7/4
2018年	第101回	ネバダ州ラスベガス	6/29～7/3
2019年	第102回	イタリア ミラノ	7/5～7/9
2020年		シンガポール大会を中止	
2021年	第103回	バーチャル方式で開催	
2022年	第104回	カナダ モントリオール	6/24～6/28
2023年	第105回	マサチューセッツ州ボストン	7/7～7/11
2024年	第106回	オーストラリア メルボルン	6/21～6/25
2025年	第107回	フロリダ州 オーランド	7/13～7/17
2026年	第108回	香港	未定
2027年	第109回	ワシントンDC	7/2～7/6
2028年	第110回	シンガポール	6/23～6/27
2029年	第111回	ミネソタ州ミネアポリス	6/29～7/3
2030年	第112回	テキサス州 サンアントニオ	未定
2031年	第113回	フィンランド ヘルシンキ	未定

第3章 国際大会、地区大会または 複合地区大会代議員

(1) 国際大会代議員

国際協会は大会に参加したクラブによって統治されるので、各クラブは国際協会の諸時事情に対して発言できるよう各クラブは国際年次大会に代議員を派遣するため、必要な経費を支払う権利および能力を持たなければならない。

国際大会開催前月 1 日付けの国際協会の記録に示された会員 25 名ごと、およびその過半数(13 名以上)について代議員 1 名および補欠各 1 名を国際協会のいかなる大会にも派遣することができる。また、クラブの会員数の如何(13 名未満)にかかわらず、代議員および補欠を少なくとも各 1 名派遣することができる(国際会則第 6 条第 2 項・クラブ会則第 9 条 1 項)。

元国際会長、元国際理事には、各国際大会および所属地区大会(単一、準、複合)において代議権が与えられ、クラブの大会代議員割当数には含まれない。

国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナーおよび元協議会議長ならびに LCIF 執行委員会のアポインティを務めている会員はその任期中に開催される国際大会において代議権を持ち所属クラブの代議員割当数に含まれない。

各協議会議長は任期中に開催される国際大会において代議権を持ち所属クラブ代議員割当数に含まれない。(国際会則第 6 条第 2 項、クラブ会則第 9 条第 1 項)

国際協会の役員(会長、前会長、第 1 および第 2 副会長・第 3 副会長、国際理事、地区ガバナー)は国際大会および所属地区大会(単一・準・複合)の正規代議員となるが、同大会のクラブ代議員の割当数に含まれない。(国際会則第 5 条第 2 項)

(2) 地区大会、複合地区大会代議員

すべての地区および複合地区の問題は、地区大会および複合地区大会に提出され審議されるので、クラブは定数全員の代議員を地区大会および複合地区大会に派遣しなければならない。また、クラブ代議員を大会に派遣するため、必要な経費を支払う権利および能力を持たなければならない。

地区大会・複合地区大会開催前月 1 日付けの国際協会の記録に基づき少なくとも 1 年と 1 日クラブに在籍している会員 10 名およびその過半数(5 名以上)について代議員 1 名および補欠各 1 名をその地区(単一・準・複合)の各年次大会に派遣することができる。ただし、クラブは会員数の如何(5 名未満)のクラブにかかわらず、代議員および補欠を少なくとも各 1 名派遣することができる。新たに結成されたクラブおよび大会開会前に新会員を加えたクラブについては、国際本部で記録された日に少なくとも 1 年と 1 日以上クラブに在籍していた会員数に基づいて代議員の数が定められる(国際付則第 9 条第 3 項、クラブ会則第 9 条 2 項)。

代議員の選出にあたり、「特典会員」はクラブ代議員を選出する際の母数には含まれないが、特典会員自身がクラブ代議員となることができる。なお、特典会員となるか、クラブ代議員算出

の母数となるかの基準は 12 月 31 日現在の会員名簿に基づいて 1 月に発行される下半期会計計算書において請求され支払われた会費が割引会員か否か決定される（国際付則第 11 条 7 項、2024 年 1 月 1 日より適用）。

国際理事会は、この条項において生じるいくつかの特別な状況について、下記の通り説明している。

1. 転入会員が少なくとも 1 年と 1 日、受入先クラブの会員であった場合には、クラブの代議員数計算のためにその転入会員を計算に入れることができる。
2. 再入会員が総計 1 年と 1 日以上、再入したクラブの会員であったことを条件に、クラブの代議員数計算のためにその再入会員を計算に入れることができる。
3. 新しく結成されたクラブの場合には、結成から 1 年と 1 日経つまで 1 人の代議員と 1 人の補欠代議員を出すことができる。その後の代議員数は、クラブに 1 年と 1 日 在籍した会員の数に基づく。
4. ステータスクオから解除されたクラブの場合には、ステータスクオから解除された際に少なくとも 1 年と 1 日 在籍していた会員数に基づいて、代議員数が決まる。ただし、ステータスクオから解除されたクラブは最低 1 人の代議員と 1 人の補欠代議員を出すことができる。転籍会員が 1 年と 1 日以上、転籍したクラブに在籍した場合、代議員の資格を得るための会員数として計算される。

(2000～2001 年度より実施)

複合地区大会の諸決議は登録し出席した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる（複合地区会則第 6 条 6 項）。

地区大会の諸決議は出席し投票した地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前、元地区ガバナーおよび代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる（複合地区会則第 19 条 6 項）。

クラブ代議員の派遣定数をカウントする母数の会員数は、大会開催前月 1 日現在少なくとも 1 年と 1 日国際協会の記録に在籍した人数と定められていますが、出席代議員の資格は、大会出席が認められている会員の誰にでもあることに留意すべきであります。

第4章 国際理事立候補の手続について

(1) 国際理事の定数

国際理事会の定数は40名（会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、理事35名で構成）で、東洋・東南アジア・フィリピン諸島およびブルネイ（以下東洋・東南アジア地域という）に7名の理事（奇数年4名、偶数年3名）が割り当てられています。

国際理事会の構成員および選出地域を定めた国際会則第5条第3項では、1985年6月の第68回国際大会（ダラス）において、8地域を7地域とし、国際理事選出数を28名から31名に増員されました。これにともない、奇数年1名、偶数年2名、計3名であった東洋・東南アジア地域への割当も毎年2名、計4名に増えました。

この改正にそなえ、1985年6月5日、東洋・東南アジア地域の現・元国際理事、各複合地区ガバナー協議会議長が、マニラにおいて協議し、向こう10年間の国際理事選出のローテーションを申し合わせました。

その後、日本と台湾の間の調整による変更がありましたが、日本からは毎年1名、1988年と1992年は2名が選出されることになりました。

1995年12月 香港で開催された第34回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、1997年～2007年までに選出される国際理事27名のうち、26名の選出国を申し合わせました。残り1名（2005年）は今後のアジア情勢によって決定するとししました。その結果1999年と2003年は日本から2名の選出となりました。

1996年国際大会終了時より、国際第3副会長職の廃止に伴い、国際理事が32名となり東洋・東南アジアよりの選出が奇数年2名、偶数年3名、計5名となりました。

また、1999年より、ボードアポインティが1名減り、国際理事は33名になりました。

2000年11月 韓国釜山で開催された第39回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2003～2005年を香港とし、日本は2005～2007年に繰り下がる変更が申し合われました。この結果、日本から2名の選出は2005年になりました。

2005年10月 仙台で開催された第44回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2008年～2016年までに選出される国際理事23名のうち、22名の選出国を申し合わせました。残り1名（2016年）は空欄とされ、その結果2011年と2015年は日本から2名の選出となりました。

2007年国際大会終了時より、国際理事数の再配分とボードアポインティ1名の削減により、国際理事は34名になり、東洋・東南アジアより選出の理事数は奇数年3名、偶数年3名、計6名となりました。

2007年10月 韓国テグで開催された第46回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2008年～2022年までに選出される国際理事42名の選出国を申し合わせました。その結果、2019年も日本から2名選出されることになりました。

2015年6月の国際大会（ホノルル）において、国際理事会の構成を変更するべく、3年間かけて米国を代表する理事を3人減らすとともに、ISAAMEを代表する理事を2人、またOSEALを代表する理事を1人増やすことにより国際理事数の再配分を行う改正案が可決しました。これにともない、東洋・東南アジア地域への割当は、2016～2017年度より、奇数年4名、偶数年3名に増えました。

2019年7月の国際大会（ミラノ）において、会員数3万人を超えた「アフリカ」を8つ目の会則地域として国際会則第5条第3項が次のように改正されました。

「国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、および第三副会長、ならびに下記の通りに選出される理事で構成される。各偶数年に18人の理事、すなわち米国およびその地域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから5人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、インド、南アジアおよび中東のクラブから4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、インドネシアおよび南太平洋諸島のクラブから1人、アフリカから1人を選出するものとする。

各奇数年に17人の理事、すなわち米国およびその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから6人、カナダのクラブから1人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから4人、インド、南アジアおよび中東のクラブから2人を選出するものとする。」

(2)理事候補者の資格

国際理事候補者の資格は国際付則第2条第3項において、次のように定められています。

(a) 国際理事の候補者は：

- (1) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) (a) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期または過半の期間を務めたか、務め終えようとしている者であるか、または
(b) ①任期中またはその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか、または正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10年間以上暫定地区である地区において、地区ガバナーまたは暫定地区ガバナーを全期または過半の期間を務めた者で、
- (3) 所属地区（単一・準・複合）大会で推薦を得ていること。但し、単一地区または準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区または準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
- (4) 本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一・準・複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

(3)候補者の推薦および証明

国際理事候補者の推薦と証明の方法については、国際付則第2条第4項において次のように定められています。

- (a) 空席が生じて本付則または会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネットおよび複合地区協議会の議長および幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の60日前までに、第3副会長候補者の場合には90日前までに国際本部に到

着していなければならない。ファックスまたは電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックスまたは電子メール送信後 3 日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則または会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く 3 回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i)推薦撤回はできないし、(ii)他の推薦は無効であり、(iii)死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。すべての推薦は、1 回目か 2 回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期および方法が単一地区または複合地区の会則および付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

- (b) 推薦証明書には 1 つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一・準・および複合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。
- (c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会 3 回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後 3 年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会 3 回の間有効であり、連続して 2 度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後 3 年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

なお、上記国際会則・付則の条項に基づき、日本の 8 複合地区では、国際理事候補者資格審査委員会規則（2023~2024 年度の各複合地区大会で改正される予定）を設けています。

(参考)

国際第三副会長立候補者推薦手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

1. 資格

国際第三副会長立候補者の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

2. 意思表示

国際第三副会長立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。

3. 届出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の 1 月 31 日までに、本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。

4. 地区ガバナー

地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。

5. ガバナー協議会議長

推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。

6. 周知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。

7. 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。

ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位 2 名で再度投票を行う。

複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。

8. 国際本部への届出

推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、ならびにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の 90 日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

9. 国際第三副会長候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際第 3 副会長候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第2章 国際第三副会長候補者選挙管理委員会

1. 名称

本組織の名称を国際第三副会長候補者選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

2. 目的

国際大会の選挙において 330～337 複合地区からの国際第三副会長が円滑に選出されるために、1 名の候補者を選出することを目的とする。

3. 構成

選挙管理委員会は 330～337 複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ 1 名の委員をもって構成する。ただし、国際第三副会長候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

4. 推薦要望書の提出

- (1) 第 1 章 9 項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の 7 月 31 日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。
- (2) 推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。

- (a) 候補者の氏名、履歴、所信
- (b) 所属する地区および複合地区年次大会の決議
- (c) クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書

5. 選挙管理委員会

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の 8 月 10 日までに、ガバナー協議会議長連絡会議（現在は一般社団法人日本ライオンズ執行理事会がその任にある）の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領を決定する。
- (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたときまたは委員の過半数が要請したときに開催することができる。
- (3) 当委員会は、国際第三副会長候補者を選出する状況が生じた年度のみ設置するものとする。

6. 投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ 50 名、並びに前年度末の複合地区会員数 300 名ごと、およびその端数 151 名以上について 1 名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。

7. 選挙管理委員会の選挙による推薦

- (1) 選挙管理委員会は 8 月 31 日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9 月 30 日までに文書による推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、有効投票数の過半数得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。
- (3) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、当年度の推薦は取りやめる。
- (4) 推薦を希望する候補者が 1 名の場合でも、投票人による選挙を行うものとする。

8. 諸経費

- (1) 選挙管理委員会出席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。
- (2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは一般社団法人日本ライオンズの経費を持って充当する。
- (3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

- 1. 本規則の改正、廃棄には複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
- 2. 本規則は、330～337 すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。
- 3. 本規則は、2003 年以降の国際第二副会長候補者を推薦するために 2002 年 7 月 1 日から実施する。

2008～2023 国際理事ローテーション合意

2008～2023International Director's Rotation Agreement

(2023 年 12 月 1 日現在) 氏名の* 印は故人。

	1st	2nd	3rd	4th	5th	6 th
1988						
1989		Japan 相澤春吉*	Japan 岡元大三*			
1990	Japan 篠田博正*			Korea Min-Koo Kang*		
1991		MD308 Douglas K. K. Lee	Japan 米島 忍*			
1992	Japan 菊地伸治			MD300 Taiwan Blacker Sia		
1993		Japan 土屋呂武*	Japan 山口雄司*			
1994	Japan 名越 勉			Korea Dr. Tae-Sup Lee		
1995		Philippines Vic Cheng Yong	Japan 松原文彌*			
1996	Japan 福井正憲			MD300 Taiwan Yu-Su Hsu*		
1997		Korea Jung-Yeol Choi	Japan 吉田憲史		Hong Kong, Macau Paul Fan	
1998	Japan 大野泰一*			MD308 Peter Y. S. Fu*		
1999		Japan 大野元昭*	Korea IL-Yun Kim		MD300 Taiwan Dr. Maw-Hsiung Wang	
2000	Japan 藤井基博			Japan 竹内淳一		
2001		Japan 団 忠夫*	Korea Chang-Jin Song		Thailand Vuthi Boonnikornvoravith	
2002	Japan 麻生貞市*			Philippines Gen. Pedro R. Balbanero*		
2003		Japan 矢部四郎*→亀井良次	Korea Shi-Wook Lee		MD300 Taiwan Ching-Li Lee	
2004	Japan 大久保彦			Hong Kong, Macau Dr. Wing-Kun Tam		
2005		Japan 石橋幹雄*	Korea Kee-Jung Woo		Thailand Somsakdi Lovisuth	
2006	Japan 伏見 龍			Japan 山田貴紘		
2007		Japan 谷野 徹	Korea Sung-Gyun Choi		MD300 Taiwan Pei-Jen Chen	
2008	Japan 後藤隆一			Japan 重松良次*→栢森新治		
2009		Japan 杉本忠夫	Korea Kwang-Soo Jang		MD308 Hjh. Ellis Suriyati	
2010	Japan 不老安正			Korea Byeong-Deok Kim		Philippines Michael S. So
2011		Japan 山浦晟暉	Korea Sang-Do Lee		MD300 Taiwan Ta-Lung Chiang	
2012	Japan 高田順一			Japan 秦 従道*		Thailand Pongsak "PK" Kedsawadevong
2013		Japan 武久一郎*	Korea Dr. Tae-Young Kim		MD300 Taiwan Chang Jui-Tai	
2014	Japan 清水英徳			Korea Byung-Gi Kim		China Teresa Mann
2015		Japan 西川義規	Korea Dr. Joong-Ho Son		MD308 Charlie Chan	
2016	Japan 安井克之			Japan 佐藤宜之		Korea Eun-Seok Chung
2017		Japan 中村泰久	Korea		MD300 Taiwan	
2018	Japan 佐藤義雄			Korea		Philippines
2019		Japan 安澤莊一	Korea		MD300 Taiwan	
2020	Japan 川島正行			Japan 渡部雅文		Thailand
2021		Japan	Korea		Korea	
2022	Japan 蔵 大介			Japan 永田賢司		MD300 Taiwan
2023		Japan 長澤千鶴子	Korea		Korea	
2024	Japan 城坂勝喜			Japan 濱野雅司		MD300 Taiwan

2025

- 注： 1. 2005 年 10 月仙台フォーラムのコーカスで、上記「2008～2016」年に選出される国際理事 23 名のうち 22 名の選出国が、テーサップ・リー元国際会長から提示された。「2016-2018 (5th)」は空欄。
2. 2002 年 1 月第 4 回議長連絡会議で、2002 年以降日本の理事を東 (E) 西 (W) で交互に、均等に選出することが明確にされた。また、2002 年から (2007 年選出までの) 日本の EW の MD 構成を次の通りとすることが確認された。
E (東日本) →MD330, 331, 332, 333 W (西日本) →MD334, 335, 336, 337
3. 2006 年 11 月第 5 回議長連絡会議で、2008 年から 2016 年までに選出される日本の理事を、EW に割当することを申し合わせた。
4. 2007 年 7 月 6 日、シカゴ国際大会で国際会則第 4 条 4 項が改正され、2009 年国際大会より東洋東南アジアの選出国国際理事定数は 2 名から 3 名へと 1 名増員された。したがって、東洋東南アジアの国際理事は、2009 年以降毎年 3 名が選出され 6 名となる。
5. 2007 年 10 月韓国テグ・フォーラムのコーカスで、上記「2008-2022」年に選出される国際理事 42 名の選出国が提案され、ローテーションが合意された。選出国の国際理事数は、会員数比率を念頭に配分されたものである。
日本 17 席 (40%)、韓国 12 席 (29%)、MD300 台湾 5 席 (12.9%)、フィリピン 2 席 (4.8%)、タイ 2 席 (4.8%)、

- MD308 (マレーシア、ブルネイ、シンガポール) 3 席 (7%)、中国 (香港、マカオ含む) 1 席 (2.3%)
6. 2011 年 11 月臨時議長連絡会議で、2014-2017 年の東西 MD のローテーションを確認した。
7. 2015 年 1 月第 7 回議長連絡会議で、2017-2019 年の東西 MD のローテーションは W とすることを確認した。

第 55 回 OSEAL フォーラム (香港) 常任委員会において 2017~2026 年度までの国別割当が決定され、第 5 回議長連絡会議 (2016 年 12 月 2 日) において、2020~2022 年度までの日本の東西 MD 割当が申し合わされた。

その後、国際役員選出に際しローテーションシステムを用いることは認められないとする国際理事会の見解を受け、2017-2018 年度一般社団法人日本ライオンズ第 4 回理事会 (2017 年 1 月 7 日) において、2019-2021 のミラノ就任国際理事より MD ローテーションを廃止することとされた。

また、第 55 回 OSEAL フォーラム (香港) でオセアル共通の「国際理事の資質要件ガイドライン」が提案され、第 5 回議長連絡会議 (2016 年 12 月 2 日) において、日本の 8 つの複合地区で実施することが了承された。

このガイドラインは、準地区、単一地区または複合地区が国際理事または国際副会長候補者をエンドース (推薦承認) するにあたり、またはライオンズ会員がこれらの役職に立候補するにあたり、その資格基準としての指針を示すものであり、オセアル・スタンディング委員会が国際役員候補者の資格をレビューする際のチェックリストとして使用されるものである。

オセアル会則地域のガイドライン (国際理事および国際副会長候補者の資質要件)

- a) 複合地区による承認を求める以前に、少なくとも 2 回のエリアフォーラムと 2 回の国際大会に出席し、積極的に活動に参加しているべきである。
- b) 地域及び国際理事会のリーダーは、候補者となる人物に以下の要件を満たすことを期待する。複合地区及び地区は、候補者となる人物を推薦承認する前に、その人物に以下の資質があることを確認することが求められる。
 - 1) 地区・複合地区の活動への参加
候補者は地区のプロジェクトや活動に活発に参加してきた経歴がある。
 - 2) ライオニズムにおける経験
候補者はライオンズクラブ国際協会、複合地区及び地区の行う各種プログラムへの参加を通じて、必要なライオンズに関する知識と経験を有する。
 - 3) ライオンズにおける成果実績 (国際会長アワード、PMJF 等)
候補者は国際会長アワード、リーダーシップメダルそして (または) 累進メルビン・ジョーンズ・フェロー等の実績がある。
 - 4) ライオンズリーダーおよび市民としての好ましいイメージ
候補者はライオンズリーダーとしてふさわしい良いイメージの持ち主であり、地元の市町村、コミュニティにおいて一般に良いリーダーそして市民として認められている。
 - 5) 会員増強への貢献
候補者は推薦承認を得るまでにライオンズ会員として最低でも 5 名の会員をスポンサーしている。
 - 6) リーダーシップの資質
候補者はリーダーとしてよいマナーを身につけ、人の話を聞き、自ら意思決定を行い、思いやりを持ち、国際協会の利益のために適切でよく考えられた決断を行う能力がある。
 - 7) 効果的なプレゼンテーション能力
 - 8) 国際的視野
候補者は、世界のライオンズとして、自らの地区、複合地区、会則地域の枠の中だけでなく、国際的な視野と識見を有する。
 - 9) 活動に必要な時間
候補者はライオンズの行事や仕事に必要とされる際に参加し、活動を行うために自らの時間を調整し時間を作ることが可能である。
- c) 基本的な IT 処理能力

「国際役員立候補者資格要件と手続きの規則」について

国際本部よりの指示

(2018年1月付 法律部長エイミーJ. ペーニャからの各地区ガバナー宛の文書)

国際会則付則によりますと、国際役員立候補の用件は次のとおりであることをご連絡いたします。

国際付則第2条第2項 (a)

第2項 第三副会長立候補の資格。

- (a) 国際第三副会長立候補者は、
 - (1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタンディングの正会員であり、
 - (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、
 - (3) 本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一・準・複合）の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第三副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。

国際付則第2条第3項

第3項 国際理事立候補の資格。 国際理事の立候補者は、

- (a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディング正会員であり、
- (b) (1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、または
 - (2) ①任期中またはその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したかまたは正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナーまたは暫定地区ガバナーを全期または過半の期間務めた者で、
- (c) 本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一・準・複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

国際付則第9条第4項

第4項 地区ガバナー立候補の資格。 地区ガバナーの候補者は、

- (a) 所属単一地区又は準地区内グッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則または会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。

国際付則第2条第4項

第4項 候補者推薦および推薦証明。

- (a) 空席が生じて本付則または会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネットおよび複合地区協議会の議長および幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の60日前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックスまたは電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックスまたは電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則または会則の下に会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i) 推薦撤回はできないし、(ii) 他の推薦は無効であり、(iii) 死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。

すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期および方法が単一地区または複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

- (b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一・準・および複合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。
- (c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

国際付則第2条第5項

第5項 代表権。

- (a) アメリカ合衆国およびカナダにクラブがある地区（単一・準・複合）から1人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る理事のうちの1人またはカナダからの1人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則または会則に従って推薦証明書を提出する時までに文

書で国際本部に表明しなければならず、それが投票用紙に記載される。

以上、貴地区（単一・準・および複合）におけるこれらの各役職への立候補見込み者に十分な助言をしていただけるよう、候補者の資格要件についての規定を引用しましたが、特に下記要件にご注意ください。

1. 第三副会長または国際理事…候補者が複合地区（単一地区の場合も同じ手順であるが、地区の推薦のみを必要とする）に属するクラブの会員である場合は、
 - (a) 所属準地区大会での推薦と所属複合地区大会での推薦の両方を得なければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者は、まず候補者の所属準地区の推薦を確保しなければならない。複合地区大会中に開かれる準地区「集会」は、「大会」とみなされる。
 - (b) 推薦証明用紙（添付）に必要事項をもれなく記入し、下記から署名を得る。
 - (1) 所属準地区の地区ガバナーとキャビネット幹事より、その準地区の大会で、第三副会長または国際理事の候補者として推薦を受けたことを証明する署名を得る。
 - (2) 所属複合地区の協議会議長と協議会幹事により、その複合地区の大会で、第三副会長または国際理事の候補者として推薦を受けたことを証明する署名を得る。
 - (c) (b)項に記述されている推薦証明書は、第三副会長候補者の場合には国際大会の開会 90 日前までに、また国際理事候補者の場合には 60 日前までに、国際本部に届いていなければならない。
2. 地区ガバナー…所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内過半数のクラブの推薦を受けなければならない。

以上の要件等について、各地区内のすべての立候補見込み者へ周知を図っていただければ幸いです。ご質問がおありの際にはいつでも法律部までお問い合わせください。

法律部顧問

エイミーJ. ペーニャ

ライオンズクラブ国際協会
法律顧問 エイミー・ペーニャ 殿

次の通り証明いたします。

候補者氏名（ふりがな） _____

候補者住所（ふりがな） _____

候補者署名 _____

電話/Eメールアドレス _____

候補者の会員番号： _____

準地区証明	複合地区証明
上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ で開催された _____ 地区の準地区大会において、 _____ 国際理事 _____ 第三副会長 の候補者として代議員の推薦を受け、20____ 年の 国際大会での選挙に立候補します。	上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ で開催された _____ 複合地区の複合地区大会において、 _____ 国際理事 _____ 第三副会長 の候補者として代議員の推薦を受け、20____ 年の 国際大会での選挙に立候補します。
以前推薦を受けたことがある場合はその年度を記入してください。 _____ _____	以前推薦を受けたことがある場合はその年度を記入してください。 _____ _____
署名年月日 _____	署名年月日 _____
地区ガバナー署名 _____	協議会議長署名 _____
氏名（楷書） _____	氏名（楷書） _____
キャビネット幹事署名 _____	協議会幹事署名 _____
氏名（楷書） _____	氏名（楷書） _____

準地区証明は現職の地区ガバナーとキャビネット幹事の両者、複合地区証明は現職の協議会議長と協議会幹事の両者が署名をしなければなりません。また、署名時に必ず日付を書き入れる必要があります。

第5章 東洋東南アジア・フォーラム (OSEAL FORUM)

国際協会は8つの会則地域（Constitutional Area）に分けられており、日本は「東洋東南アジア」に含まれている。東洋東南アジア・フォーラムはエリア・フォーラムの一つであり、親善を深めることを主目的としてこの地域内のライオンズ国（日本、台湾、フィリピン、香港、マカオ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、韓国、タイ、グアム、ミクロネシア、北マリアナ諸島サイパン、モンゴル、広東、深圳など中国、ラオス）のクラブの代表の出席を得て開催され、この地域に共通の問題を話し合っている。国際理事会は、このような地域のフォーラム（Area Forum）を、友好、親善、経験交換、ライオンズ高揚のための行事として認めているが、その決議はクラブまたは会員を拘束することとはできないという点で、地区大会、複合地区大会、国際大会とは基本的に異なる。

東洋東南アジア・フォーラムは、OSEAL フォーラムと略されている。

東洋東南アジア・ライオンズの現勢（2024年 6月30日現在）

地区名	国名	地区数	MD数	クラブ数	会員数
D204	Guam, Micronesia, CNMI, Marshal Island	1		32	1,113
MD300	M.D.300 Taiwan	18	5	1,203	39,304
MD301、他	Philippines	9	1	507	15,708
D303	China Hong Kong & China Macau	1		123	2,468
MD308	Malaysia & Brunei	5	1	364	10,396
MD309	Singapore	1		108	3,233
MD310	Thailand	6	1	303	6,831
MD330 – MD337	Japan	35	8	2,701	92,416
MD354 – MD356	Korea	21	3	2,004	69,102
D380–D383, D385–D394	China	14		1,313	33,131
	Mongolia	—		2	46
	Cambodia, Kingdom of			3	68
	Rep of the union of Myanmar	—		2	40
計		111		8,665	273,857

(1) エリア・フォーラム（Area Forum）の目的

東洋東南アジア・フォーラムなど世界の各会則地域で開かれているエリア・フォーラムに関し、国際理事会はその目的を次のように定めている。

- a. ライオンズクラブ国際協会の目的と方針を促進する。
- b. 地区およびクラブ役員を指導・教育、および意欲喚起を行う。
- c. 合同奉仕事業の機会を含む、奉仕活動について意見や情報を交換する場を提供する。
- d. LCIF に対する理解と認識の向上を図る。

(2) 「国際理事の指名」条項の削除

従来は、フォーラムのコーカサスにおいて国際理事候補者の推薦を行っていたが、1981 年の香港で開催された第 20 回フォーラムで、東洋東南アジアライオンズフォーラム規則が改正され、「本会議においてライオンズクラブ国際協会国際理事候補者を推薦し、ライオンズクラブ国際協会に推薦する」という項目が全文削除された。

第 40 回	2001	12/6～12/9	タイ／バンコク
第 41 回	2002	11/7～11/10	香港
第 42 回	2003	11/27～11/30	台湾／台北
第 43 回	2004	12/2～12/5	フィリピン／マニラ
第 44 回	2005	10/7～10/10	日本／仙台
第 45 回	2006	11/3～11/6	マレーシア／ペナン
第 46 回	2007	10/12～10/15	韓国／テグ
第 47 回	2008	12/4～12/7	香港
第 48 回	2009	11/19～11/22	タイ／パタヤ
第 49 回	2010	11/18～11/21	台湾／高雄
第 50 回	2011	11/24～11/27	フィリピン／パサイ
第 51 回	2012	11/8～11/11	日本／福岡
第 52 回	2013	11/7～11/10	シンガポール
第 53 回	2014	11/13～11/16	韓国／仁川
第 54 回	2015	12/3～12/6	タイ／バンコク
第 55 回	2016	11/10～11/13	香港
第 56 回	2017	11/17～11/20	台湾／台南
第 57 回	2018	11/15～11/18	中国／海南島
第 58 回	2019	11/7～11/10	日本／広島
	2020		コロナにより中止
	2021		
第 59 回	2022	11/25～11/27	韓国／済州島
第 60 回	2023	11/3～11/5	フィリピン／マニラ
第 61 回	2024	11/14～11/17	タイ／パタヤ
第 62 回	2025	10/23～10/26	日本／札幌

さらに 1982 年の OSEAL コーカサスにおいて、「フォーラムは相互有効、親善が目的であり、難しいことについては話し合わない。国際理事の推薦は、フォーラムを離れて幹部会（コーカス）を開催して検討する」ことが確認された。

第6章 ライオンズクラブ国際財団（LCIF）

LCIF は 1968 年に国際協会によって設立された米国の内国歳入法典に規定されている財団であり、寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、集められた資金を基に次のとおり運営されている。

1. 目 的

寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、営利を目的とせず組織され、またいかなる利益も、関係者に分配されないことになっている。

2. 使 命

ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道支援と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与えること。

3. 運 営

ライオンズクラブ国際財団は、LCIF 理事会によって運営される。

4. 理事会の構成

LCIF 理事会は、

- ①直前会長が理事長
- ②現国際会長および第一・第二・第三副会長
- ③八つの会則地域から各 1 名
- ④会員数の多い国の第 1 番目と第 2 番目から各 1 名
- ⑤会員 1 人あたりの寄付額の多い国の第 1 番目から第 3 番目の各 1 名
- ⑥前・元 LCIF 理事長
- ⑦国際協会アポンティーによって構成されている。

5. 交付金

2017 年に交付金プログラムが刷新され「一般交付金」は「人道支援マッチング交付金」に名称が変更され「国際援助交付金」は廃止された。

「四大交付金」はより持続的な事業を重視した「ランオンズクエスト」と「糖尿病」交付金という別のカテゴリーに変わった。さらに「レオ奉仕交付金」と「地区／クラブシェアリング・プログラム」が新たに導入された。

新しい「地区／クラブシェアリング・プログラム」においては、地区が LCIF に拠出した寄付金の 15% が、地区内で行われる LCIF 重点分野の事業として、地区やクラブに対する交付金となる。

6. 交付金の種類

①人道支援

人道支援マッチング交付金 交付される金額 10,000 ドルから 150,000 ドル

- ・ 重要な人的及び社会的ニーズに応えるライオンズが主導する事業の開始、拡大を支援

- ・ 多数の社会的弱者を受益者とする事業において、建設および設備整備費に資金を提供
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 50%は地元で獲得しなければならない

②食糧支援

食糧支援交付金 交付される金額 10,000 ドルから 150,000 ドル

- ・ 十分な食事が得られない問題に取り組むライオンズの事業を支援
- ・ 大規模インフラ建設、フードバンクの設備整備、学校給食、食料備蓄及び輸送への資金提供
- ・ 地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得（準備）しなければならない。

③小児がん

小児がん交付金 交付される金額 10,000 ドルから 150,000 ドル

- ・ 小児がんの子どもとか家族の生活の質の向上に取り組む事業を支援
- ・ 家族の家、小児がん治療施設の子ども専用エリアなどの建設、患者の輸送、教育、レクリエーションなどの拡充
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 50%は地元で獲得しなければならない

④糖尿病

糖尿病交付金 交付される金額 地区 10,000 ドルから 150,000 ドル、複合地区 10,000 ドルから 250,000 ドル

- ・ 糖尿病のまん延防止及び糖尿病患者の生活の質向上を支援
- ・ スクリーニング検査及び包括的なフォローアップ・ケア、既存の糖尿病キャンプの強化、患者のアクセス向上を目指す既存の医療施設の拡充、及び医療従事者の研修に資金を提供
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得しなければならない

⑤災害援助

自然災害における緊急援助及び後片付けに取り組むライオンズを支援

緊急援助交付金 交付される金額 5,000 ドルから 15,000 ドル

- ・ 水や食料、衣類や毛布、医薬品、に加え、清掃用品やがれき除去用品など緊急援助を必要とされる物資の提供を支援
- ・ 上記の交付対象拡充（2024 年改正）により、地域復興援助交付金は終了
- ・ 地区による申請が可能で必要資金は不要

災害準備交付金 交付される金額 最大 15,000 ドル

- ・ 将来の災害への備えを支援
- ・ 2 年に一度地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得しなければならない

大災害交付金 (MCAT) 交付される金額 最低 50,000 ドル

- ・ 大規模な天災や国際的に重大な影響を及ぼす人為災害が発生したすぐ後の救援活動に対して交付
- ・ 国際会長と LCIF 理事長の裁量により交付され、申請や準備資金は不要

⑥地区およびクラブシェアリング交付金

- ・ クラブ単位で申請できる唯一の交付金で、クラブに交付金の理解を深めてもらい、LCIF を通じた奉仕を地域コミュニティで実現する為に創設された交付金
- ・ 地区は最低 10,000 ドル、クラブは最低 5000 ドルの年間寄付額（災害指定は除く）にたいし、15%までが申請可能
- ・ 使用しない場合は 15 年間保有が可能
- ・ この交付金は、LCIF の他のほう付近プログラムのマッチング資金として利用できる

⑦視力保護

視力交付金 交付金額は 100,000 ドルから 300,000 ドルで交付される金額は案件ごとに決定

- ・ 2024 年度の改正により視力ファースト交付金プログラムが終了し、新たな視力交付金プログラムが承認されました
- ・ プログラムの内容は視力に関するインフラ整備や必要な機材の購入などの支援で、先進国は 50%のマッチング資金が必要
- ・ 技術アドバイザーによる審査を受ける必要がある

⑧青少年支援

ライオンズクエストの実施及び促進—健全な学校生活環境の整備及び健全な意思決定を下せる青少年の育成に焦点を当てた青少年育成プログラムで以下 3 つの交付金がある。尚、2024 年度の改正により変更点が多いので注意が必要

プログラム交付金 交付金は地区に最大 50,000 ドル 複合地区に最大 150,000 ドル
(何れも最低 10,000 ドル)

- ・ 大規模プログラムのアクティビティあるいは拡充
- ・ 二つ以上のライオンズクラブの関与、カリキュラムを実施することについて学校や地域自治体、または地域団体の同意が必要
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得しなければならない

普及促進交付金 交付金は最大 1,500 ドル

- ・ ライオンズクエストプログラムの普及啓発の為に利用
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で、準備資金は不要

地域パートナーシップ交付金 交付金は最大 1,500 ドル

- ・ 新たな地域でのライオンズクエストプログラムの開始や再開の為に資金
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で、準備資金は不要

7. 報告義務

- ・ 人道支援マッチング交付金事業の最終報告は、プロジェクト完了から 45 日以内に LCIF に提出が必要
- ・ 緊急、災害準備、コミュニティ復旧の各支援事業はプロジェクト完了から 30 日以内に提出しなければならない

- ・最終報告書を期限までに提出できなかった場合、今後の地区からの交付金申請に英起用がでる
- ・交付金管理者に、最終報告書の提出義務がある
- ・地区キャビネットまたは複合地区ガバナー協議会は、LCIF に提出する前に報告書の内容を確認し、承認しなければならない

8. アワードプログラム

LCIF を支援し寄付を行った会員に対して、その支援を正式に認証し謝意を表するため、各種のプログラムがある。

- ・メルビンジョーンズ・フェロー

1973 年に 1,000 ドルを寄付した人を讃えるために、メルビンジョーンズ・フェロー (MJF) が創設された。1,000 ドルを超える寄付をした人を表するため 54 のレベルのアワードがある。